65歳以上の方の 平成19年度の介護保険料が6月に決まります

介護保険は40歳以上の方全員が加入し、加入者全員が介護保険料を納めていただきます。保険料は年齢や所得などに応じ、金額や納め方が次のように異なります。

65歳以上の方の場合

平成19年度の介護保険料は、平成18年分の所得（平成18年1月～12月分）が決定する6月に決まります。町は介護サービスにかかる総費用に応じて基準額を決定します。日野町の場合、平成18年から20年度までの保険料の基準額は、月額3,200円です。

この基準額をもとに、所得に応じて6段階に区分して保険料を決定し、各被保険者へ通知しています。（平成18年度から、所得が低い方の負担能力に応じ、きめ細かく対応できるように保険料の段階が見直されました）

【納付方法】

納付方法は「特別徴収」と「普通徴収」の2種類です。

●特別徴収

年金額が月額15,000円以上の方は、年金からの天引きにより納めていただきます。年金が一時差し止めになった方や異動があった方は普通徴収となります。

第1段階	世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金等を受給されている方など	月額1,600円（基準額×0.5）
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	月額1,600円（基準額×0.5）
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、第2段階に該当しない方	月額2,400円（基準額×0.75）
第4段階	本人が住民税非課税で、世帯内に住民税課税の方がいる方	月額3,200円（基準額）
第5段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円未満の方	月額4,000円（基準額×1.25）
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上の方	月額4,800円（基準額×1.5）

●普通徴収

年金額が月額15,000円未満の方や、転入や年度途中で65歳になられた方は、納付書などにより直接納めていただきます。

日野町では、1年分の保険料を6月から翌年の3月までの10期に分けて納めていただきます。

納付には、簡単便利な口座振替をご利用ください。

40歳以上65歳未満の方の場合

国民健康保険や社会保険など、加入されている医療保険の保険料算定方法に基づいて決定され、医療保険の保険料と合わせて納めていただきます。

◆問い合わせ先

介護支援課　介護支援担当
☎㊷6501　有線⑤7788

みんなで気をつけて医療費を節約しましょう

かかりつけ医・かかりつけ薬局を持ちましょう

何かあったらすぐに受診・相談できるかかりつけ医は、それまでの病歴や個人の体質などを把握しているので、大きな安心を与えてくれます。病気のときだけでなく、健康管理全般のアドバイスもしてもらえるので、日ごろから信頼関係を築いておくことも大切です。

薬局もかかりつけを決めておくと、薬歴が分かるので、飲み合わせや重複処方を防ぐこともできます。また、服薬の指導や相談にも乗ってもらえます。

重複受診はやめましょう

同じ病気で、複数の医療機関にかかるのは控えましょう。病院を変えると、再び初診料を払い、同じような検査や処置が繰り返されて費用もかかります。また、投薬や注射などを繰り返すことで体への負担や副作用も心配されます。

定期健診を受けましょう

病気を早期に発見し、治療することによって、病気が重症化する前に適切な治療が受けられるので、医療費の増加を抑えることができます。定期的に健康診断を受けるようにしましょう。

国保は、みんなで支えている保険制度です。医療費の増加を抑えるために、一人ひとりが気をつけましょう。

◆問い合わせ先

住民課　保険年金担当
☎㊷6571
有線⑤7784